

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 友田 秀明

財政援助団体等監査の結果について

令和5年7月20日付け周財第99号にて周南市長から要求のありました財政援助団体等監査について、監査対象団体のうち下記の5団体に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和6年1月12日に議長及び市長に提出し、令和6年2月20日に議会報告されています。）

記

- 1 公益財団法人周南市医療公社
- 2 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
- 3 徳山青果精算株式会社
- 4 一般財団法人徳山地区漁業振興基金
- 5 一般財団法人新南陽地区漁業振興基金

監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく周南市長からの要求による財政援助団体等監査

2 監査要求の内容

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

3 監査対象団体と監査委員の監査権限

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

4 監査の実施方針

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

5 監査の対象

(1) 対象団体

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおり、市長からの要求により実施する財政援助団体等監査のうち、第2段階の出納事務監査については、監査対象団体毎に個別に実施することとしたところであり、今回監査対象とした5団体については、次表のとおりである。

番号	団体名	所管部局	監査委員の監査権限		
			財政的援助	出資	指定管理
1	公益財団法人周南市医療公社	健康医療部 病院管理室	○	○	○
2	公益財団法人周南地域地場産業振興センター	産業振興部 商工振興課	-	○	-
3	徳山青果精算株式会社	産業振興部 農林課	-	○	-
4	一般財団法人徳山地区漁業振興基金	産業振興部 水産課	-	○	-
5	一般財団法人新南陽地区漁業振興基金	産業振興部 水産課	-	○	-

(2) 対象事務

出納その他の事務

(3) 対象事業年度

令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

6 監査の実施期間

令和5年10月16日から令和6年1月12日まで

7 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、各対象団体の事業が財政援助等の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼とし、対象事業年度の事業計画、事業報告、財務諸表、関係諸帳簿、証憑書類等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

8 監査の主な着眼点と監査の結果

今回、監査を実施した5団体における監査の主な着眼点と監査の結果については、次のとおりである。

【公益財団法人周南市医療公社】

1 公益財団法人周南市医療公社（以下「医療公社」という。）の概要

(1) 設立年月日

平成11年6月9日

(2) 設立目的（定款第3条）

周南市及びその周辺の地域住民の健康の保持、公衆衛生の向上、高齢者の福祉の増進及び地域の保健医療体制の確立を図り、もって地域住民の医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3) 主たる事務所の所在地（定款第2条）

山口県周南市宮の前二丁目3番15号

(4) 組織（令和4年4月1日現在）

理事長 1人（副市長）、副理事長 1人（病院長）、専務理事 1人、

理事 6人、監事 2人、評議員 9人

職員 212人（医師 14人、看護師 107人、看護補助者 10人、薬剤師 5人、放射線技師 6人、臨床検査技師 9人、理学療法士 12人、作業療法士 7人、言語聴覚士 2人、臨床工学士 2人、管理栄養士 1人、医療社会福祉士 2人、事務員 15人（うち4人本市派遣職員）、支援相談員 2人、介護士 14人、視能訓練士 1人、介護支援専門員 3人）

(5) 事業年度（定款第7条）

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業（定款第4条）

ア 公衆衛生活動及び救急医療に関すること。

イ 医学及び医療の向上に関する調査研究及び人材育成に関すること。

ウ 高齢者の福祉の増進に関すること。

エ 訪問看護、居宅介護及び在宅介護支援事業に関すること。

オ 健康診査・相談、健康教室等及び住民の健康づくりに関すること。

カ 市立病院及び介護老人保健施設等医療・介護の拠点施設の管理運営に関すること。

キ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 令和4事業年度の事業概要

ア 病院事業

イ 訪問看護ステーション事業

ウ 介護老人保健施設事業

- エ 居宅介護支援事業
- オ その他住民の健康づくりに関する事業

なお、監査対象である公の施設の概要は、以下のとおりである。

施設名	周南市立新南陽市民病院	周南市介護老人保健施設ゆめ風車
開設年月日	平成12年4月1日	平成16年4月1日
所在地	周南市宮の前二丁目3番15号	周南市宮の前二丁目6番27号
敷地面積	11,806.52㎡	3,693.15㎡
建物延床面積	10,792.15㎡	3,797.31㎡
設置目的等	医療を通じて、住民の福祉と健康の増進を図ることを目的とする。	要介護高齢者等に対して、看護や医療管理下における介護及びリハビリテーションを中心としたサービスを提供し、居宅における生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
運営状況等	一般病床150床、内科、外科、整形外科、眼科、泌尿器科、脳神経外科の6診療科を有する病院。	介護老人保健施設定員62人 通所リハビリテーション定員40人の介護老人保健施設。
事業	周南市立新南陽市民病院の運營業務 周南市立新南陽市民病院等の維持管理業務 診療報酬等の徴収業務	周南市介護老人保健施設ゆめ風車の運營業務 周南市介護老人保健施設ゆめ風車等の維持管理業務 介護給付費、使用料及び手数料などの徴収業務
施設の利用状況	1日平均入院患者数 92.3人 1日平均外来患者数 243.7人	1日平均療養室利用者数 55.2人 1日平均通所リハビリテーション利用者数 17.3人
指定管理指定期間	令和4年度～8年度	
	当初指定平成12年度	当初指定平成16年度

施設の概要等については令和4年度の状況である

2 本市からの財政援助等

(1) 出捐

本市は、医療公社の設立に際して、基本財産 100,000,000 円的全額を出捐している。

(2) その他

令和4年度においては、公の施設の指定管理料（交付金）として、周南市立新南陽市民病院分 2,817,094,248 円及び周南市介護老人保健施設ゆめ風車分 286,769,032 円をそれぞれ支出している。

3 監査の主な着眼点

監査の実施に際し、前回の監査結果等を参考にリスク評価を行い設定した主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 共通的事項

定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

(2) 収入事務

① 受益者負担は適切か。

② 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

(3) 支出事務

① 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

② 会計経理及び財産管理は適切か。

③ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

(4) 契約事務

経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。

(5) 指定管理事務

① 指定管理者関係

ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

② 本市主管課関係

ア 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

イ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった医療公社及び主管課の事務は、財政援助等の目的に沿って行われており、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

【公益財団法人周南地域地場産業振興センター】

- 1 公益財団法人周南地域地場産業振興センター(以下「地場産業振興センター」という。)の概要
 - (1) 設立年月日
昭和62年9月19日
 - (2) 設立目的(定款第3条)
地場産業の健全な育成及び発展を図り、もって地域経済の基盤強化と地域社会の健全な発展、地域住民の生活向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。
 - (3) 主たる事務所の所在地(定款第2条)
山口県周南市鼓海二丁目118番地の24
 - (4) 組織(令和4年4月1日現在)
評議員 7人、役員 18人(理事長 1人(周南市長)、副理事長 2人(田布施町長、下松商工会議所会頭)、専務理事 1人、理事 12人(下松市長、光市長ほか)、監事 2人、職員 9人(事務局長(専務理事兼務)を含む。)
 - (5) 事業年度(定款第5条)
毎年4月1日から翌年3月31日まで
 - (6) 事業(定款第4条)
 - ア 地域産業の振興、発展のための助成事業
 - イ 地域産業の振興、発展のための振興事業
 - ウ 地域産業の振興、発展のための情報収集提供事業
 - エ 地域産業の振興、発展のための人材育成事業
 - オ 施設の管理運営に関する事業
 - カ その他公益目的を達成するために必要な事業

(7) 令和4事業年度の事業概要

公益 目的 事業	1 ものづくり支援 事業	(1) 周南サポート事業 新商品・新技術研究開発事業 チャレンジ試作枠、ものづくり・商品化枠、 販路開拓・販売促進枠、産学連携事業 (2) 測定機器の活用事業 (3) 技術相談・助言等事業
	2 人づくり支援 事業	(1) 技術図書・教育ビデオ等貸出事業
	3 ネットワークづ くり支援事業	(1) 情報収集・調査研究事業 企業訪問・各種展示会、商談会等への参加 (2) 情報発信事業 情報誌等の発行 (3) 周南ものづくりブランドの認定 (4) 販路開拓・販売促進支援
	4 受託事業	(1) 地方独立行政法人山口県産業技術センター 県東部サテライト窓口運營業務
	5 施設貸与事業	(1) 地域産業の振興及び人材育成事業等への貸与
収 益 事 業	施設貸与事業	(1) 営業や商業宣伝を目的とする事業への貸与
管 理 運 営 事 業	共通管理運営事業	(1) 法人の事業を管理する経常的な事業
<p>※ 本市関係の主な事業化支援</p> <p>○ 周南サポート事業 新商品・新技術研究開発事業 「穀良都の酒粕を使ったクラフトビールの開発」、「防腐剤フリーのVavaira パック クリームの開発」、「高校生による周南地域活性化のための商品開発」ほか 計23事業</p> <p>○ 周南ものづくりブランドの認定 4製品</p>		

2 本市からの財政援助等

(1) 出捐

本市は、地場産業振興センターの設立に際して、基本財産 36,030,000 円のうち 12,020,000 円を出捐しており、出資割合は 33.4%となっている。また、周南地域地場産業振興基金 250,157,500 円のうち 117,640,000 円を平成2年に出捐している。

(2) その他

令和4年度においては、負担金として周南地域地場産業振興センター管理費負担金 59,605,000 円、中小企業新商品等開発支援事業費負担金 7,229,000 円をそれぞれ支出している。

3 監査の主な着眼点

監査の実施に際し、前回の監査結果等を参考にリスク評価を行い設定した主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 共通的事項

定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

(2) 収入事務

① 受益者負担は適切か。

② 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

(3) 支出事務

① 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

② 会計経理及び財産管理は適切か。

③ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

(4) 契約事務

① 事務所賃貸契約書・外注（委託）契約書・会計監査契約書などの契約書類は適正に作成されているか。

② 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。

(5) 財産管理事務

① 固定資産は固定資産台帳に正しく記録されているか。

② 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった地場産業振興センターの事務は、出資の目的に沿って行われており、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

【徳山青果精算株式会社】

1 徳山青果精算株式会社（以下「徳山青果精算」という。）の概要

(1) 設立年月日

昭和60年2月7日

(2) 設立目的（定款第2条）

次の事業を営むことを目的とする。

ア 周南市地方卸売市場青果物等の取引代金の精算事業

イ アに附帯する市場運営上必要な事業

(3) 主たる事務所の所在地

山口県周南市鼓海一丁目324番地の18

(4) 組織（令和4年4月1日現在）

取締役 3人（うち代表取締役1人）

監査役 1人（非常勤）

職員 0人（平成25事業年度から職員を置いていない。）

(5) 事業年度（定款第26条）

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業概要

口座振替等の推移

区 分			H30事業年度	R1事業年度	R2事業年度	R3事業年度	R4事業年度
青果	依頼件数	件	6,354	6,008	5,114	4,857	4,845
	不能件数	件	591	460	425	394	344
	不能の割合	%	9.3	7.7	8.3	8.1	7.1
花き	依頼件数	件	1,745	1,734	1,787	1,919	2,009
	不能件数	件	83	75	55	63	86
	不能の割合	%	4.8	4.3	3.1	3.3	4.3
合計	依頼件数	件	8,099	7,742	6,901	6,776	6,854
	不能件数	件	674	535	480	457	430
	不能の割合	%	8.3	6.9	7.0	6.7	6.3

2 本市からの財政援助等

(1) 出資金

徳山青果精算の資本金 10,000,000 円（発行株数 200 株）のうち、本市はその 30% である 3,000,000 円（保有株数 60 株）を出資している。

(2) その他

令和4年度における本市の歳出予算の執行はなかった。

3 監査の着眼点

監査の実施に際し、前回の監査結果等を参考にリスク評価を行い設定した主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 共通的事項

- ① 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ② 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

(2) 支出事務

出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。

(3) 契約事務

経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。

(4) 財産管理事務

- ① 現金預金・投資有価証券についての通帳、残高証明書、証券会社保管書などの残高は適正か。
- ② 現金や預金通帳，銀行印等の管理体制は適切か。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった徳山青果精算の事務は、出資の目的に沿って行われており、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

【一般財団法人徳山地区漁業振興基金】

1 一般財団法人徳山地区漁業振興基金(以下「徳山地区漁業振興基金」という。)の概要

(1) 設立年月日

昭和56年7月1日

(2) 設立目的(定款第3条)

水産物の安定供給及び海域環境の保全に係る事業を行い、水産資源の持続的な利用及び海面利用者と地域産業の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(3) 主たる事務所の所在地(定款第2条)

山口県周南市築港町11番17号

(4) 組織(令和4年4月1日現在)

代表理事 1人、理事 3人、評議員 4人、監事 2人

(5) 事業年度(定款第6条)

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業(定款第4条)

ア 種苗放流事業

イ 海域環境保全事業

ウ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 令和4事業年度の事業概要

(ア)種苗放流事業	水産資源の維持増大を図るため、8魚介類183,000(尾・個)の種苗を放流		
	種 類	数 量	放流年月日
	マコガレイ	20,000尾	R4.6.20
	カサゴ	11,000尾	R4.5.13
	トラフグ	15,000尾	R4.6.28
	キジハタ	12,000尾	R4.9.30
	オニオコゼ	10,000尾	R4.9.22
	ガザミ	90,000尾	R4.6.30
	アイナメ	7,000尾	R4.4.4
	アワビ	18,000個	R4.4.13
(イ)海域環境保全事業	・徳山港海域内の環境の良好化を図るため、海域内適地へ底質改良材を設置		

2 本市からの財政援助等

(1) 出捐

本市は、徳山地区漁業振興基金に対して 50,961,337 円を出捐しており、出資割合は 93.2%となっている。

(2) その他

令和 4 年度における本市の歳出予算の執行はなかった。

3 監査の主な着眼点

監査の実施に際し、前回の監査結果等を参考にリスク評価を行い設定した主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 共通的事項

定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

(2) 収入事務

出納関係帳票の整備又は記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

(3) 支出事務

① 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

② 会計経理及び財産管理は適切か。

③ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった徳山地区漁業振興基金の事務は、出資の目的に沿って行われており、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

【一般財団法人新南陽地区漁業振興基金】

1 一般財団法人新南陽地区漁業振興基金（以下「新南陽地区漁業振興基金」という。）の概要

(1) 設立年月日

昭和60年4月15日

(2) 設立目的（定款第3条）

水産業における環境的基盤に係る事業を行い、海域水質の安定及び地域社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(3) 主たる事務所の所在地（定款第2条）

山口県周南市築港町11番17号

(4) 組織（令和4年4月1日現在）

代表理事 1人、理事 3人、評議員 4人、監事 2人

(5) 事業年度（定款第6条）

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業（定款第4条）

ア 種苗放流事業

イ 海域環境保全事業

ウ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 令和4事業年度の事業概要

(ア)種苗放流事業	<p>水産資源の維持増大を図るため、9魚介類281,000(尾・個)の種苗を放流</p> <table border="1" data-bbox="624 1496 1257 1899"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数 量</th> <th>放 流 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マコガレイ</td> <td>8,000尾</td> <td>R4.6.20</td> </tr> <tr> <td>カサゴ</td> <td>8,000尾</td> <td>R4.5.13</td> </tr> <tr> <td>キジハタ</td> <td>15,000尾</td> <td>R4.9.30</td> </tr> <tr> <td>オニオコゼ</td> <td>10,000尾</td> <td>R4.9.22</td> </tr> <tr> <td>ヨシエビ</td> <td>200,000尾</td> <td>R4.8.23</td> </tr> <tr> <td>ガザミ</td> <td>10,000尾</td> <td>R4.6.30</td> </tr> <tr> <td>アイナメ</td> <td>5,000尾</td> <td>R4.4.4</td> </tr> <tr> <td>アカガイ</td> <td>20,000個</td> <td>R4.4.15</td> </tr> <tr> <td>アワビ</td> <td>5,000個</td> <td>R4.4.13</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	数 量	放 流 年 月 日	マコガレイ	8,000尾	R4.6.20	カサゴ	8,000尾	R4.5.13	キジハタ	15,000尾	R4.9.30	オニオコゼ	10,000尾	R4.9.22	ヨシエビ	200,000尾	R4.8.23	ガザミ	10,000尾	R4.6.30	アイナメ	5,000尾	R4.4.4	アカガイ	20,000個	R4.4.15	アワビ	5,000個	R4.4.13
種 類	数 量	放 流 年 月 日																													
マコガレイ	8,000尾	R4.6.20																													
カサゴ	8,000尾	R4.5.13																													
キジハタ	15,000尾	R4.9.30																													
オニオコゼ	10,000尾	R4.9.22																													
ヨシエビ	200,000尾	R4.8.23																													
ガザミ	10,000尾	R4.6.30																													
アイナメ	5,000尾	R4.4.4																													
アカガイ	20,000個	R4.4.15																													
アワビ	5,000個	R4.4.13																													
(イ)海域環境保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・タコツボ産卵漁礁(1,500個)を設置(R4.9.15) ・新南陽海域内の環境の良好化を図るため、海域内適地へ底質改良材を設置 																														

2 本市からの財政援助等

(1) 出捐

本市は、新南陽地区漁業振興基金に対して 4,636,390 円を出捐しており、出資割合は 30.2%となっている。

(2) その他

令和 4 年度における本市の歳出予算の執行はなかった。

3 監査の主な着眼点

監査の実施に際し、前回の監査結果等を参考にリスク評価を行い設定した主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 共通的事項

定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

(2) 収入事務

出納関係帳票の整備又は記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

(3) 支出事務

① 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

② 会計経理及び財産管理は適切か。

③ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった新南陽地区漁業振興基金の事務は、出資の目的に沿って行われており、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく周南市長からの要求による財政援助団体等監査

2 監査要求の内容

市長からの監査要求書及びその後の監査要求内容等に関する市長との協議により、双方で確認した監査要求の内容については次のとおりである。

(1) 監査要求書の受理

令和5年7月20日 （受理文書の記号及び番号：周財第99号）

(2) 監査要求事項

本市の財政援助団体等に関する補助金及び出資金並びに指定管理料等に関する出納事務の適正性について

(3) 監査要求理由

本市の出資団体、財政援助団体及び公の施設の指定管理者である公益財団法人周南市文化振興財団及び公益財団法人周南市ふるさと振興財団において、本市補助金等に係る不正な出納事務が相次いで発覚した。

については、本市補助金及び指定管理料に関する各団体内の出納事務の執行状況、内部統制及び会計監査等の実態を把握し、必要な改善指導等を講ずることで、同様の事案の発生を防止し、補助金及び出資金並びに指定管理料等に係る事務の一層の適正化を図る必要があるため、監査委員の客観的な意見と公正不偏な判断を求めるものである。

(4) 監査対象

- ・第4次周南市外郭団体等改革方針の対象とした12団体の出納事務について、監査委員が監査権限を有する事項
- ・公立大学法人周南公立大学の出納事務について、監査委員が監査権限を有する事項

3 監査対象団体と監査委員の監査権限

地方自治法第199条第7項において、監査委員は、市が補助金等の財政的援助を与えているもの、市が出資しているもので政令で定めるもの（地方自治法施行令第140

条の7第1項で、市が資本金等の4分の1以上を出資している法人とする旨を規定)及び市が公の施設の管理を行わせているものなどに対して、出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るものに限って監査することができると規定されている。

市長から監査要求のあった各団体における監査委員の監査権限については、次表のとおりである。

番号	団体名	所管部局	監査委員の監査権限		
			財政的援助	出資	指定管理
1	公益財団法人周南市体育協会	地域振興部 文化スポーツ課	○	-	○
2	公益財団法人周南市文化振興財団	地域振興部 文化スポーツ課	○	○	○
3	公益財団法人周南市ふるさと振興財団	地域振興部 地域づくり推進課	○	○	○
4	公益財団法人周南市医療公社	健康医療部 病院管理室	○	○	○
5	公益財団法人周南地域地場産業振興センター	産業振興部 商工振興課	-	○	-
6	大津島巡航株式会社	都市整備部 公共交通対策課	○	○	-
7	徳山青果精算株式会社	産業振興部 農林課	-	○	-
8	株式会社かの高原開発	地域振興部 観光交流課	○	○	○
9	一般財団法人徳山地区漁業振興基金	産業振興部 水産課	-	○	-
10	一般財団法人新南陽地区漁業振興基金	産業振興部 水産課	-	○	-
11	社会福祉法人周南市社会福祉協議会	こども・福祉部 高齢者支援課	○	-	○
12	社会福祉法人周南市社会福祉事業団	こども・福祉部 高齢者支援課	-	-	○
13	公立大学法人周南公立大学	企画部 企画課	○	○	-

監査権限については令和4年度の状況である。

4 監査の実施方針

市長からの監査要求は、市が第4次周南市外郭団体等改革方針の対象とした団体のうち2団体において、いずれも現金及び預金等に係る事務についての不祥事が発覚したものであったことから、各団体内における出納事務等の実態を把握すること及び同様の事案の発生を防止し、事務の一層の適正化を図ることの2つの目的を有するものであると理解した。

しかしながら、この2つの目的を達成するための財政援助団体等監査は相当の事務量となり、監査結果の報告までに多大な時間を要することから、まずは、各団体における現金及び預金等を中心とした資産の実在性や管理体制等について、その実態を把握するための実査（以下「保管金等監査」という。）を行い、その後引き続いて、一層の事務の適正化に資するために、各団体から関係諸帳簿や証憑書類等の提出を得て出納事務全般

についての監査を個別に実施する、2段階の監査を行うこととした。

また、保管金等監査については、地方自治法等の規定により、市が資本金等の4分の1以上を出資している法人に対して監査委員が出納事務全般を監査できる権限を有すると解されることから、3の表中、項番号1、11、12番を除いた10団体について実施することとした。

さらに、第2段階の出納事務監査についても、直近（令和3～4年度）に同様の監査を実施した3の表中、項番号6、8番の2団体については、現在、監査結果に基づく改善措置に取り組まれているところであることから、残る11団体について、監査の対象団体の属性に基づいてその深度の調整を図りながら実施することとした。

監査の結果に関する報告の決定及び公表等については、監査対象団体に対して一斉に実施する第1段階の保管金等監査及び監査対象団体毎に個別に実施する第2段階の出納事務監査ともに、それぞれの監査が終了したものから順次行うこととした。

5 保管金等監査に係る監査対象

前事業年度末及び令和5年8月末日時点の預金等の実在性と現金を含めた管理体制

6 保管金等監査の実施期間

令和5年8月29日から10月20日まで

7 保管金等監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務諸表や関係諸帳簿等に記載された現金預金等の金額が預金通帳や残高証明書等に記載された金額と一致しているか、現金や預金等の管理が適切に行われているかなどを主眼に実施した。

具体的には、監査対象団体が決算関係書類等で報告している資産等のうち、特に現金預金や有価証券などの資産の実在性を確認するため、財務諸表、関係諸帳簿、証憑書類等に加えて、預金等の種類や保管現金等の状況、それらの管理状況等について事前調査票の提出を求め、これらに基づいて、実地にて現物との照合を確認するとともに、現金等の保管状況や出納事務等に関する内部統制について、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

また、公益財団法人周南市ふるさと振興財団の不祥事案は、関連団体から受託している経理事務に係るものであったことから、各監査対象団体が関係団体の経理事務等を受託している場合についても、当該関係団体の協力を得て、その現金預金等の実在性や管理等について確認するとともに、市の使用料等の徴収事務を受託している場合についても、同様に監査した。

なお、公益財団法人周南市文化振興財団に係る保管金等監査については、監査の実施方針に基づき着手したところ、令和5年9月23日に、当該財団から監査資料の一部に捜査に支障をきたす内容が含まれていることから実査期日の延期についての申し出があり、何よりも全容解明が優先されるべきであると判断し、捜査に支障をきたす状況が解消されるまで保管金等監査を中断することとした。

8 保管金等監査の主な着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 前事業年度決算報告書に記載された預金、有価証券等の金額と預金通帳や残高証明書等に記載された金額が一致しているか。
- (2) 令和5年8月末日時点の月次試算表、総勘定元帳等に記載された預金、有価証券等の金額と預金通帳や残高証明書等に記載された金額が一致しているか。
- (3) 実査日における保管現金の金額と現金出納簿に記載された金額が一致しているか。
- (4) 現金預金等に係る経理規程等の諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- (5) 関係諸帳簿に記載された金額と現金預金の現在高の照合が定期的に適正な方法で行われているか。
- (6) 現金や預金通帳、銀行印等の保管、管理は適切に行われているか。
- (7) 関係する団体の経理事務等を受託している場合、当該団体の現金預金等の管理が適正に行われているか。
- (8) 市の使用料の徴収事務等を受託している場合、徴収等をした現金等の管理が適正に行われているか。

9 保管金等監査の結果

保管金等監査を完了した9団体について、いずれの団体においても、前事業年度（前期）の決算報告書及び令和5年8月末日時点における財務諸表や関係諸帳簿等に記載の預金等の資産が、預金通帳や残高証明書等に記載された金額と、次に述べる事項を除いて一致し実在していることを確認した。

現金や預金等の管理に関する事務については、次に述べる事項を除いておおむね適正に行われていた。なお、軽微な事項については、別途指導した。

また、一部の団体で受託されている関係団体の経理事務及び市歳入の徴収事務に係る現金等の管理については、適正に行われていた。

詳細な監査結果については、次のとおりである。

(4) 公益財団法人周南市医療公社

令和5年10月11日に実査を行い、次のとおり、前事業年度末（令和5年3月末日）及び令和5年8月末日時点の財務諸表や関係諸帳簿等に記載された預金等の金額と同時点の預金通帳や残高証明書等に記載された金額が、一致していることを確認した。

① 前事業年度末（令和5年3月末日）の状況

決算報告書（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額（円）	照合に用いた資料	金 額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	76,054,926	残高証明書、普通預金通帳	76,054,926	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	100,000,000	残高証明書、定期預金証書	100,000,000	照合
特定資産				
退職手当引当資産				
普通預金	71,330,711	残高証明書、普通預金通帳	71,330,711	照合
計	247,385,637		247,385,637	照合

② 令和5年8月末日の状況

月次試算表（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額（円）	照合に用いた資料	金 額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	75,219,216	残高証明書、普通預金通帳	75,219,216	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	100,000,000	残高証明書、定期預金証書	100,000,000	照合
特定資産				
退職手当引当資産				
普通預金	59,451,896	残高証明書、普通預金通帳	59,451,896	照合
計	234,671,112		234,671,112	照合

③ 受託事務（市歳入の徴収事務）の状況

受託されている周南市病院事業及び周南市介護老人保健施設事業に係る公金の徴収事務における現金等の管理について、適正であることを確認した。

(5) 公益財団法人周南地域地場産業振興センター

令和5年10月3日に実査を行い、次のとおり、前事業年度末（令和5年3月末日）及び令和5年8月末日時点の財務諸表や関係諸帳簿等に記載された預金等の金額と同時点の預金通帳や残高証明書等に記載された金額が、一致していることを確認した。

① 前事業年度末（令和5年3月末日）の状況

決算報告書（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額（円）	照合に用いた資料	金 額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	16,354,528	残高証明書、普通預金通帳	16,354,528	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	30,000	残高証明書、定期預金証書	30,000	照合
投資有価証券	36,000,000	国債取引報告書等	36,000,000	照合
特定資産				
退職手当積立金				
普通預金	65,259,751	残高証明書、普通預金通帳	65,259,751	照合
定期預金	20,000,000	残高証明書、定期預金通帳	20,000,000	照合
自主事業基金積立金				
普通預金	33,027,802	残高証明書、普通預金通帳	33,027,802	照合
振興基金積立金				
定期預金	22,966,497	残高証明書、定期預金通帳・証書	22,966,497	照合
投資有価証券	227,191,003	国債取引報告書等	227,191,003	照合
計	420,829,581		420,829,581	照合

② 令和5年8月末日の状況

月次試算表（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額（円）	照合に用いた資料	金 額（円）	判定
流動資産				
現金預金				
普通預金	24,401,211	残高証明書、普通預金通帳	24,401,211	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	30,000	残高証明書、定期預金証書	30,000	照合
投資有価証券	36,000,000	国債取引報告書等	36,000,000	照合
特定資産				
退職手当積立金				
普通預金	68,269,051	残高証明書、普通預金通帳	68,269,051	照合
定期預金	20,000,000	残高証明書、定期預金通帳	20,000,000	照合
自主事業基金積立金				
普通預金	33,027,802	残高証明書、普通預金通帳	33,027,802	照合
振興基金積立金				
定期預金	22,966,497	残高証明書、定期預金通帳・証書	22,966,497	照合
投資有価証券	227,191,003	国債取引報告書等	227,191,003	照合
計	431,885,564		431,885,564	照合

(7) 徳山青果精算株式会社

令和5年10月5日に実査を行い、次のとおり、前期末（令和5年3月末日）及び令和5年8月末日時点の財務諸表や関係諸帳簿等に記載された預金等の金額と同時点の預金通帳や残高証明書等に記載された金額が、次に述べる事項を除いて一致していることを確認した。

① 前期末（令和5年3月末日）の状況

決算報告書(総勘定元帳)		保管金等監査の結果		
科 目	金 額 (円)	照合に用いた資料	金 額 (円)	判定
流動資産				
現金預金				
当座預金	0	残高証明書	9,990	不一致
普通預金	4,130,164	残高証明書	4,130,164	照合
定期預金	7,000,000	残高証明書	7,000,000	照合
計	11,130,164		11,140,154	不一致

② 令和5年8月末日の状況

総勘定元帳（月次試算表）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額 (円)	照合に用いた資料	金 額 (円)	判定
流動資産				
現金預金				
当座預金	10,000	残高証明書	10,000	照合
普通預金	3,575,351	残高証明書	3,575,351	照合
定期預金	7,000,000	残高証明書	7,000,000	照合
計	10,585,351		10,585,351	照合

③ 指摘事項

決算報告において、未算入の預金があった。

(9) 一般財団法人徳山地区漁業振興基金

令和5年10月3日に実査を行い、次のとおり、前事業年度末（令和5年3月末日）及び令和5年8月末日時点の財務諸表や関係諸帳簿等に記載された預金等の金額と同時点の預金通帳や残高証明書等に記載された金額が、一致していることを確認した。

① 前事業年度末（令和5年3月末日）の状況

決算報告書（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額（円）	照合に用いた資料	金 額（円）	判定
流動資産				
普通預金	4,163,123	普通貯金通帳	4,163,123	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	54,706,781	定期貯金証書	54,706,781	照合
計	58,869,904		58,869,904	照合

② 令和5年8月末日の状況

月次試算表（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額（円）	照合に用いた資料	金 額（円）	判定
流動資産				
普通預金	3,980,140	普通貯金通帳	3,980,140	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	54,706,781	定期貯金証書	54,706,781	照合
計	58,686,921		58,686,921	照合

(10) 一般財団法人新南陽地区漁業振興基金

令和5年10月3日に実査を行い、次のとおり、前事業年度末（令和5年3月末日）及び令和5年8月末日時点の財務諸表や関係諸帳簿等に記載された預金等の金額と同時点の預金通帳や残高証明書等に記載された金額が、一致していることを確認した。

① 前事業年度末（令和5年3月末日）の状況

決算報告書（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額（円）	照合に用いた資料	金 額（円）	判定
流動資産				
普通預金	1,037,181	普通貯金通帳	1,037,181	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	15,339,730	定期貯金通帳	15,339,730	照合
計	16,376,911		16,376,911	照合

② 令和5年8月末日の状況

月次試算表（総勘定元帳）		保管金等監査の結果		
科 目	金 額（円）	照合に用いた資料	金 額（円）	判定
流動資産				
普通預金	864,185	普通貯金通帳	864,185	照合
固定資産				
基本財産				
定期預金	15,339,730	定期貯金通帳	15,339,730	照合
計	16,203,915		16,203,915	照合